



水とみどりに育まれ

# 秦野市総合計画

はだの 2030 プラン

基本構想【令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)】

基本計画【令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)】

誰もが輝く暮らしよい都市



ごあいさつ

## 「水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」 の実現に向けて

本市は、恵まれた自然環境のもとに、昭和52年(1977年)に定めた都市像「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」を目指して、まちづくりに努めてきました。

このたび、平成23年(2011年)に策定した現総合計画(HADANO2020プラン)が計画年限を迎えるに当たり、先人たちが築いてきた礎を受け継ぎ、今を生きる多くの市民の思いや願いが詰まった「ふるさと秦野」の新時代を創造する道しるべとして、「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」を策定しました。

人生100年時代を迎え、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来により、市民の生活様式や価値観が大きく変化しています。加えて、近年激甚化する大規模自然災害への対応や新型感染症対策、加速する情報化の進展など、これまでの想定を超えた様々なまちづくりの課題が鮮明になっています。

今、まさにこの難局を乗り越えるための地域力が市政運営に求められている中、43年ぶりに改定した新たな都市像「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市(まち)」には、市民共有の財産である「水とみどり」と共生し、その恵みを享受しながら、世界共通の目標であるSDGsの「誰一人取り残さない」という理念も踏まえ、市民一人ひとりが夢や希望を持って、生き生きと暮らし、活躍できるよう願いを込めています。

今後、この都市像の実現に向かって、令和12年度(2030年度)を目標年次とし、より一層の本市の発展を目指し、市民との協働・連携のもとに、持続可能なまちづくりを推進してまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

むすびに、計画策定のために、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、各方面から熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様、に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

秦野市長 高橋昌和



# INDEX

## ■ 序論

1 策定に当たって	3
2 総合計画の役割と基本的な考え方	3
3 計画の期間と構成	4
4 社会潮流と基本的な策定の視点	5
5 P D C A サイクルによる計画のマネジメント	8

## ■ 第1部 基本構想

第1 基本構想の位置付け及び役割	11
第2 まちづくりの基本理念及び都市像	11
第3 都市像実現のための基本目標	12
第4 基本構想の目標年次	13
第5 人口規模	13
第6 行財政運営の方針	13
第7 土地利用の基本方針	14
第8 公共施設再配置の方針	15
【コラム】新たな都市像「水とみどりに生まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市(まち)」	16

## ■ 第2部 計画の基礎指標(前提となる基礎条件)

1 人口の推移と見通し	19
2 土地利用	20
3 財政の状況	22
4 公共施設の状況	29

## ■ 第3部 基本計画

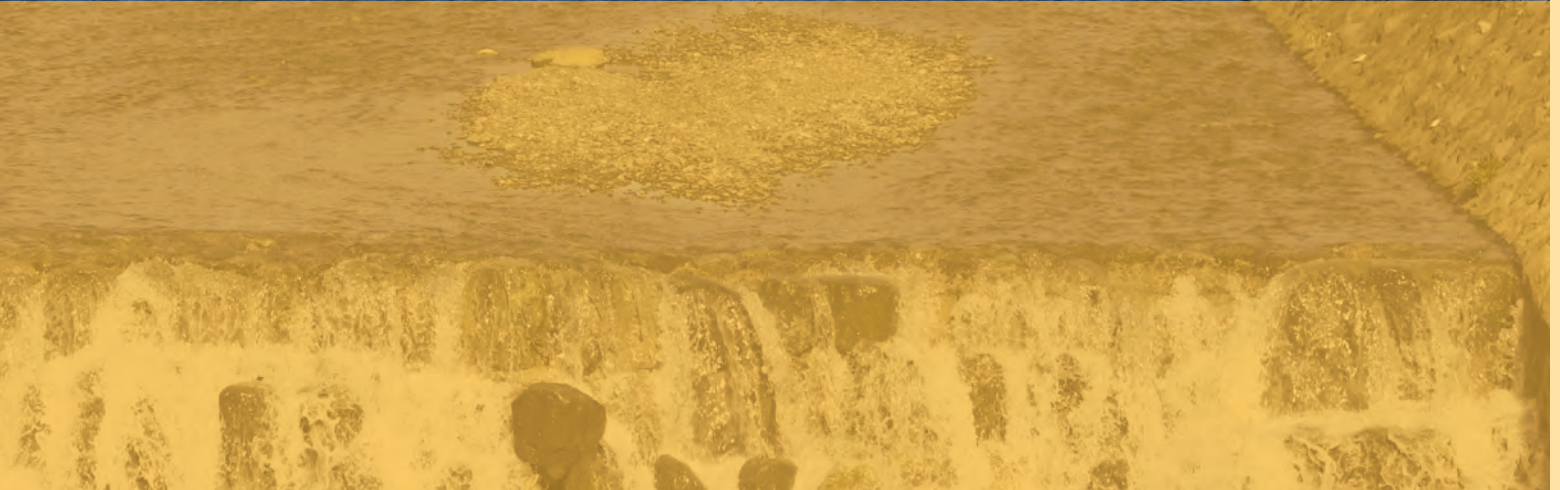
第1 リーディングプロジェクト(先頭に立って導く事業)	33
第2 施策大綱別(分野別)計画の体系	41
第3 施策大綱別計画の概要	43
第1編 誰もが健康で共に支えあうまちづくり	44
【健康・福祉・子育て】	
第1章 健康で暮らせる環境づくりの推進	45
第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現	53
第3章 若い世代の結婚と出産・子育ての希望をかなえる社会環境づくりの推進	61
第2編 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり	68
【教育・文化・スポーツ】	
第1章 子どもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進	69
第2章 生涯にわたり学び生かす環境づくりの推進	77
第3章 豊かな市民文化と平和意識を育む環境づくりの推進	82
第4章 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりの推進	88
第3編 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり	92
【環境・農林業・安全・安心・上下水道】	
第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保	93
第2章 地域特性を生かした都市農業の振興	103
第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全	108
第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進	112
第5章 安全・安心な上下水道の持続	122

第4編 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり	128
【にぎわい・活力】	
第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実	129
第2章 多くの人々が訪れたくなる観光の振興	136
第3章 地域に根ざした活力ある工業の振興	141
第4章 魅力とにぎわいのある商業の振興	145
第5章 良好な住環境の創出	149
第5編 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり	156
【市民と行政のパートナーシップ】	
第1章 協働による地域運営の推進	157
第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進	163
第4 地域まちづくり計画	175
1 計画の位置付け・役割	177
2 計画の意義等	177
3 地域区分と主な内容	177
4 地区別地域まちづくり計画	178
【本町地区】	179
【南地区】	182
【東地区】	185
【北地区】	188
【大根地区】	191
【鶴巻地区】	194
【西地区】	197
【上地区】	200
<b>■ 第4部 市民との協働・連携による策定経過</b>	
第1 計画策定に当たっての協働・連携の取組み	205
1 市民ワークショップ	205
2 地域まちづくり計画策定会議	207
3 オンライン・タウンミーティング及び各種団体との意見交換・情報提供等	208
4 市民意識調査	210
第2 市民からのご意見・ご提案	215
<b>■ 資料編</b>	
第1 秦野市のプロフィール	219
第2 基本構想・基本計画の主な策定経過	221
第3 秦野市総合計画審議会	222
1 秦野市総合計画審議会規則	222
2 委員名簿	223
3 諮問書	224
4 答申書(基本構想)	225
5 答申書(基本計画)	227
第4 成果・活動量の指標一覧	229
第5 SDGsとの関わり	237
第6 主な個別計画等の一覧	241



## 序論

- 1 策定に当たって
- 2 総合計画の役割と基本的な考え方
- 3 計画の期間と構成
- 4 社会潮流と基本的な策定の視点
- 5 PDCAサイクルによる計画のマネジメント



## 1 策定に当たって

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来や、さらなる情報化の進展、地震、風水害などの大規模自然災害への備えなど、複雑かつ専門化・多様化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会全体の様々な課題・リスク・取組みの遅れが浮き彫りになり、その対応を踏まえ、行財政運営は一層厳しさを増すことが想定されます。

一方で、令和3年度以降、新東名高速道路の開通に伴う2つのインターチェンジとサービスエリアの供用開始など本市が飛躍する絶好の機会を迎えようとしています。

こうした背景を踏まえ、豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化という強みを大切に守り、生かし、引き継ぎながら、市民力、地域力、職員力を結集し、「市民一人ひとりが自分らしく輝き未来を描くことができる計画」とします。

## 2 総合計画の役割と基本的な考え方

### ① 役割

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本的な方向を示すもので、市民と行政の適切な役割分担のもと、協働・連携し、総合的かつ計画的に市政を推進するための指針となる計画です。

### ② 計画策定に当たっての基本的な考え方

- ① SDGs<sup>(※1)</sup>の理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画
- ② 多様な主体との協働・連携を踏まえた計画
- ③ 本市の資源と市内8地区の特性を生かした計画
- ④ 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画
- ⑤ 財政推計と連動した計画
- ⑥ 現行計画の評価を反映させた計画
- ⑦ 実効性を確保した計画

※1 SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のことで、平成27年の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

### 3 計画の期間と構成

総合計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と5年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画(リーディングプロジェクト・施策大綱別計画・地域まちづくり計画)」、単年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成します。



#### ① 基本構想

まちづくりに対する普遍的な基本理念のもと、本市が目指す望ましい都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めるものです。

【目標年次 令和12年度】

#### ② 基本計画

##### ① 施策大綱別(分野別)計画

基本構想に基づき、施策の大綱を具体的に推進するための基本的な施策を総合的・体系的に示し、行政施策展開の指針とするものです。

計画期間 前期：令和3年度～7年度、後期：令和8年度～12年度

##### ② 地域まちづくり計画

地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とするものです。

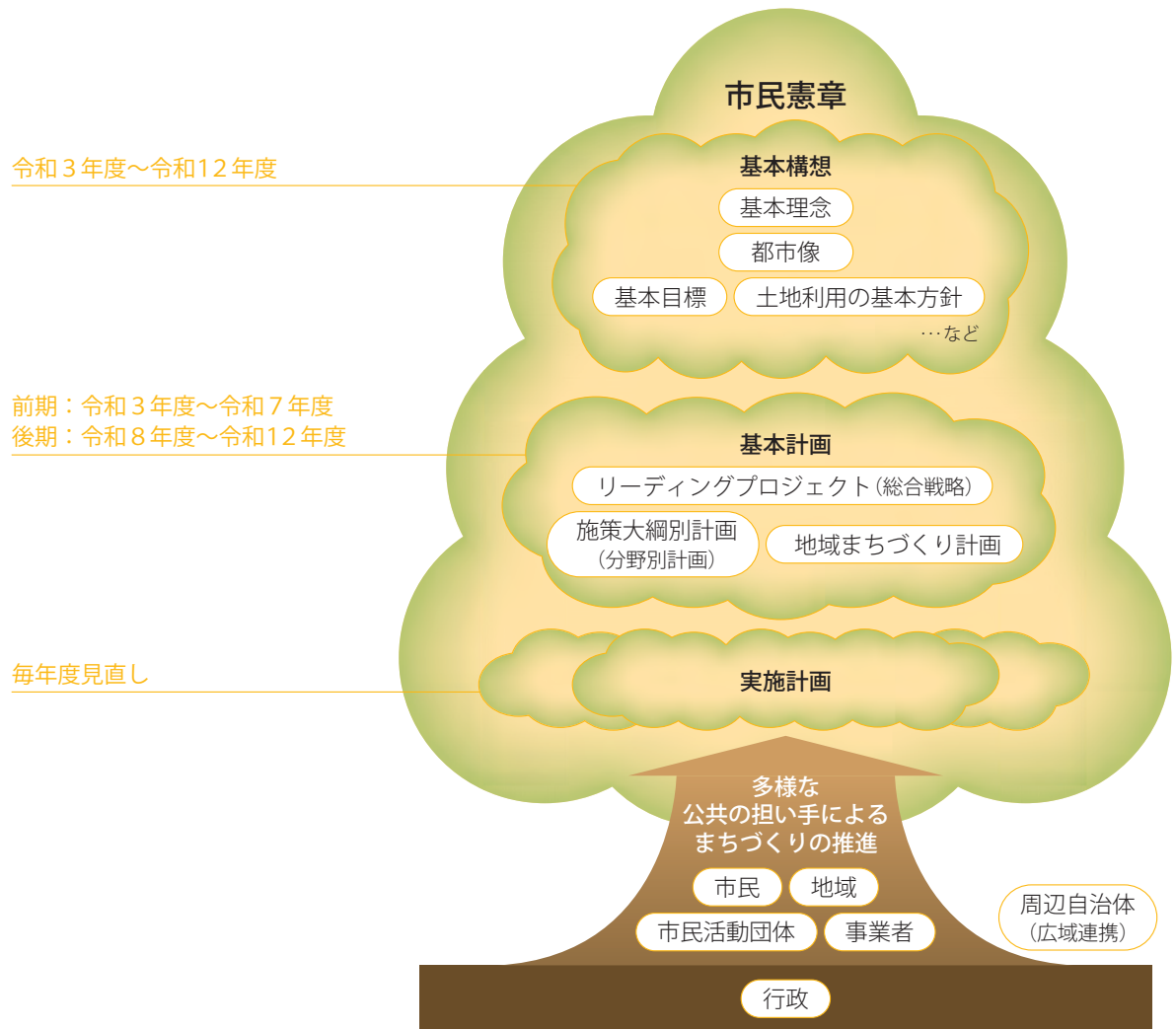
計画期間 前期：令和3年度～7年度、後期：令和8年度～12年度

#### ③ 実施計画

基本計画に定める基本施策を計画的に推進するため、都市づくりの骨格となるハード事業やリーディングプロジェクトに掲げる主要事項等について定めます。



## ④ 計画の構成



## 4 社会潮流と基本的な策定の視点

### ① 急速に進む人口減少、少子・超高齢社会への対応

わが国では、令和という新たな時代を迎え、出生数の急減や、間もなく団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子高齢化がさらに進んでいくことを踏まえ、全ての世代が安心して暮らすことのできる全世代型社会保障制度の仕組みづくりを進めています。

人生100年時代の中、年齢や性別によらず、誰もが生きがいを持ち、共に支えあいながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

また、外国籍市民との異文化交流や相互理解を進め、地域における多文化共生を推進していくことも求められています。

本市においても、国が掲げる、「将来にわたる活力ある地域社会」の実現に向け、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりなどの総合的な施策の展開を図り、時代の変化に的確に対応していく必要があります。

## ② ICTの進展への対応

人口減少による地域経済の縮小に伴い、税収減が懸念されることに加え、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体の行財政運営は厳しさを増していきます。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政のデジタル化の遅れや東京一極集中のリスクも浮き彫りになったと指摘されています。

今後、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かって行く中、国では新たな未来社会であるSociety5.0<sup>(※1)</sup>の実現を目指しています。

自治体に対してはその取組みの一つとして、AI<sup>(※2)</sup>、IoT<sup>(※3)</sup>、RPA<sup>(※4)</sup>などのICTを活用したスマート自治体への転換を求めており、市民生活の分野においては、「新たな日常」の創造に向け、デジタルトランスフォーメーション<sup>(※5)</sup>を推進することとしています。

本市においても、「新たな日常」を見据えた中で、新技術を積極的に活用し、市民サービスの向上をはじめ、職員の働き方改革や施策立案への活用など、効率的で持続可能な行財政運営を図っていく必要があります。

## ③ 暮らしの安全・安心への対応

東日本大震災以来、近年では熊本地震や北海道胆振東部地震などの大地震に加え、西日本豪雨や令和元年の台風19号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生、さらには切迫性が指摘される南海トラフ巨大地震や火山噴火など、大規模自然災害への対応が求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などによる被害を防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進なども求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する中、わが国においても緊急事態宣言の発出やイベントの開催が制限されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっていることから、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっています。

本市においても、市民の幸せな暮らしの実現に向け、安全・安心を基本としたまちづくりへの取組みを強化する必要があります。

## ④ 地球規模の環境問題への対応と循環型社会の構築

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。

また、国では、各地域がそれぞれの特性に応じて資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農村漁村が相互補完しながら経済活動を行う地域循環共生圏<sup>(※6)</sup>の構築を推進しています。

本市においても、水やみどりをはじめとする豊かな自然との共生を図りながら、今後もより一層、持続可能な循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働によって、地球温暖化対策など環境負荷を最小限にする取組みを推進する必要があります。

## ⑤ 地域づくりの担い手不足への対応

全国的に急速な人口減少が進む中、地方圏では著しい人口の低密度化が予想されており、地域社会の維持・強化を図るためには、地域の担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっています。

一方、本市においては、小田急線4駅ごとに「温泉」、「大学」、「市の玄関口」、「表丹沢」などの魅力的な特性があることに加え、令和5年度には新東名高速道路の全線開通が予定され、アクセスが飛躍的に向上することにより、新たな企業立地による産業振興、魅力ある地域資源を生かした観光振興など、多くの人の流れを呼び込むことが期待されています。

このような本市発展の絶好の機会や、恵まれた自然環境、首都圏からの交通利便性などの強みを最大限に活用しながら、地域社会の新たな担い手としての関係人口<sup>(※7)</sup>を創出・拡大するなど、定住人口の増加にもつなげ、多様な公共の担い手によるまちづくりを推進していく必要があります。

- ※1 Society5.0…狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指すもので、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識と情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す社会
- ※2 AI…人工知能
- ※3 IoT…モノがインターネット経由で通信すること
- ※4 RPA…ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術
- ※5 デジタルトランスフォーメーション…ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念
- ※6 地域循環共生圏…各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、森・里・川・海の自然的なつながりや人・資金等の経済的なつながりを広域的なネットワークにより構築していくことで、近隣地域等と地域資源を補完しあう考え方
- ※7 関係人口…自分のお気に入り地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても、ふるさと納税をしたり、何らかの形でその地域を応援するような人たち、すなわち、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと

## 5 PDCAサイクルによる計画のマネジメント

基本計画に掲げる各事業を着実に実施していくとともに、実施した事業の効果や課題を検証し、必要な見直しを図るなど、PDCAサイクルを構築し、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応します。

具体的には、各部局による事業の自己評価やそれを総括する内部評価(庁内ヒアリング)、さらに学識経験者等の第三者による外部評価などを実施し、その結果を次の予算編成や実施計画に反映させていきます。

### ■ PDCAサイクル概念図

